

○国立大学法人埼玉大学教職員の再雇用に関する規則

〔平成18年4月1日
規則第 11号〕

改正 平成20. 3. 1 19規則97 平成26. 3.27 25規則56
平成29. 3.30 28規則45 平成30. 3.15 29規則44

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第22条の規定に基づき、定年により退職した教職員及び国立大学法人埼玉大学非常勤教職員就業規則（以下「非常勤就業規則」という。）第5条の5の規定に基づき、定年により退職した非常勤教職員の再雇用に関する事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 再雇用の対象となる教職員は、再雇用する年度の前年度に国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）を定年退職した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、本学に在職していた者（平成16年3月31日以前に埼玉大学に在職していた者を含む。）で、前年度に他の国立大学法人等を定年退職した者又は、前年度までに他の国立大学法人等を定年退職し引き続き再雇用されていた者を再雇用の対象者とすることができる。

(再雇用の方法)

第3条 再雇用は、前条に定める者で、再雇用を希望する者について、1年を超えない範囲内で期間を定めて採用することとする。

(雇用形態)

第4条 就業規則第21条の規定に基づき、定年により退職した者の再雇用の雇用形態は、常勤の教職員（以下「常勤再雇用教職員」という。）又は国立大学法人埼玉大学非常勤教職員就業規則（以下「非常勤就業規則」という。）第2条第1項第2号に規定するパート教職員（以下「非常勤再雇用教職員」という。）とする。

2 非常勤就業規則第5条の4の規定に基づき、定年により退職した者の再雇用の雇用形態は、非常勤再雇用教職員とする。

(試用期間)

第5条 再雇用された教職員（以下「再雇用教職員」という。）には、試用期間を設けないものとする。

(再雇用期間の更新及び上限年齢)

第6条 再雇用期間は、更新を希望する者について、1年を超えない範囲内で更新することとする。ただし、再雇用期間の上限は、次表の生年月日に対応する上限年齢に達する日以後における最初の3月31日以前とする。

生 年 月 日	上限年齢
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	満63歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	満64歳
昭和24年4月2日以降	満65歳

(休暇等)

第7条 定年退職に引き続き再雇用教職員となった者の年次休暇は、当該退職時における未使用の日数及び時間とする。

2 再雇用教職員の労働時間・休暇等に関する事項については、前項及び別段の定めがある場合を除き、常勤再雇用教職員にあつては国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する規則を、非常勤再雇用教職員にあつては国立大学法人埼玉大学非常勤教職員給与・労働時間等規則（以下「非常勤給与等規則」という。）を準用する。

(給与)

第8条 再雇用教職員の職務の級については、再雇用される職種及び職務に応じて決定する。

2 再雇用教職員の給与に関する事項については、前項及び別段の定めがある場合を除き、常勤再雇用教職員にあつては国立大学法人埼玉大学教職員給与規則を、非常勤再雇用教職員にあつては非常勤給与等規則を準用する。

(退職手当)

第9条 再雇用教職員には、退職手当は支給しない。

(懲戒)

第10条 再雇用教職員の定年退職となった日までの引き続く教職員としての在職期間中の行為が、就業規則第45条に規定する懲戒事由に該当したときは、これに対して懲戒に処することができる。

(就業規則の準用)

第11条 再雇用教職員には、本規則に定めるもののほかは、常勤再雇用教職員にあつては就業規則を、非常勤再雇用教職員にあつては非常勤就業規則を準用する。

(この規則により難い場合の措置)

第12条 特別の事情等によりこの規則によることが出来ない場合で学長が必要と認めるときは、別段の取扱いをすることができる。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則97）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成26. 3. 27 25規則56）

この規則は、平成26年3月27日から施行する。

附 則（平成29. 3. 30 28規則45）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30. 3. 15 29規則44）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。